

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 2 4 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 99 条の 3 第 4 項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の交付（審査により判断する場合以外の場合）
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 99 条の 3 第 4 項（教習指導員） 技能検定員審査等に関する規則第 12 条（教習指導員審査の審査方法等）、第 14 条（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）、第 15 条（教習指導員資格者証の交付等）
審 査 基 準：教習指導員資格者証の交付の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：1 4 日
申 請 先：山口県公安委員会（申請書は、山口県警察本部交通部運転免許課に提出してください。）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部運転免許課（電話 083-973-2900）
備 考：

別紙

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、道路交通法（以下「法」という。）第 99 条の 3 第 4 項の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

1 法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号ハ関係

法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号ハの「同等以上の技能及び知識を有すると認める者」の認定の基準は、技能検定員審査等に関する規則第 14 条に規定されているが、同条第 1 号の「技能試験に関する事務に 1 年以上従事した者」とは、技能試験官として公安委員会の指定を受けて技能試験に関する事務に 1 年以上従事した者又は他の試験事務（学科、適性、教習所の立会検査等）兼務で技能試験に関する事務に 1 年以上従事した者をいい、「当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に 3 年以上従事した者」とは、警察本部の教習所係として当該免許に係る教習指導の事務に従事した者等をいう。「1 年以上」又は「3 年以上」とあるのは、通算した年数とする。

法第 99 条の 3 第 4 項第 1 号ハの認定は、教習指導員資格者証の交付申請が行われた際に併せて行われるものとする。

2 法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号ハ関係

法第 99 条の 3 第 4 項第 2 号ハの「卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為」とは、道路交通法施行規則第 33 条の教習の時間及び方法に関する基準に違反する行為（例えば、無資格教習、教習時限の欠略、教習時限の時間短縮等）等卒業証明書等の発行に関連する違法な行為をいう。ただし、違法行為をしたことについてその者に認識がなかった場合（例えば、免許証等の更新をせず、失効したことに気付かずに教習に従事した場合等）は、直ちに「不正な行為」に該当することとはならない。